

## 2. 集落戦略（集落の将来像）

### 2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
<input type="checkbox"/>	担い手等が確保できており、耕作を継続していく
	<input type="checkbox"/> 農業者（協定内） <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内） <input type="checkbox"/> 農業者（協定外） <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
<input type="checkbox"/>	担い手等が確保できているが、全ての委託希望は受けられない
	<input type="checkbox"/> 農業者（協定内） <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内） <input type="checkbox"/> 農業者（協定外） <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
<input type="checkbox"/>	担い手等が確保できていない
	耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある
	耕作を継続していきたいが、農業所得が低い
<input type="checkbox"/>	耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている
	鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している
	集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている 具体的内容：
	その他（自由記載）  集落内の田畑の面積は約17haでその内中山間制度による協定農地は10haですべて石積みによる棚田であり、現状は水稻栽培地が5ha、そば栽培が5haとなっている。以前は水稻栽培が大半であったが、石積み棚田であるため水管理が困難になり栽培放棄の農地が増え平成14年よりそば栽培を開始し、平成20年に「田每そば振興グループ」を立上げ耕作放棄の解消に努めている。水稻栽培は自己管理がなされているが、そば栽培は役員を中心に協定農業者、自治会内の人々の出役による共同作業による農地管理を行っている。また中山間制度交付金を活用することで農道、水路、畦畔の補修作業を行い協定農用地の作業環境の改善に努めており、そば栽培においてはそば刈りコンバイン、乾燥機、製粉機を導入し「福田のそば」として販売している。しかし今後、担い手不足による水稻栽培面積が減少傾向にあり「田每そば振興グループ」に係る負担も大きくなることから広く法人格をもった組織への移行と近隣集落と共存した担い手育成、農地保全に努めることが必要になってくる。

### 2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
<input type="checkbox"/>	耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要
<input type="checkbox"/>	協定内で担い手を育成・確保
	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等 <input type="checkbox"/> 新規就農者
<input type="checkbox"/>	協定外で担い手を確保
	<input type="checkbox"/> 農業者（協定外） <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
	基盤整備等により耕作条件を改善
	農産物の高付加価値化により所得の向上を図る
<input type="checkbox"/>	新たな作物の導入により所得の向上を図る
	省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る
	耕作継続が困難な農用地の林地化
	放牧利用による農用地の管理
<input type="checkbox"/>	鳥獣被害防止対策の実施
<input type="checkbox"/>	集落の自治（コミュニティ）機能の強化
	その他（自由記載）

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
<input type="radio"/>	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
<input type="radio"/>	他の協定との広域化を考えたい
<input type="radio"/>	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
<input type="radio"/>	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
	その他（自由記載）  集落アンケート（全農業者）では、後継者はいない（29%）、やめたい（32%）、5年以上できる（22%）、現状維持（48%）、売りたい（19%）、農地を荒らすわけにはいかない（25%）、営農組合の設立（52%）大まかな数字ではあるが、水稻栽培、そば栽培、野菜栽培等々と中山間制度の活用により農地保全是現状なされているが、将来（6年以内）に集落組織を確立する必要があり、そのためには外部の助力、補助事業の活用が必要である。

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

解決策	いつ	どこで	何を	誰が
獣害防止柵	通年	集落周辺	点検補修	役員 協定者 農地所有者
協定農地維持	通年	集落内 協定農用地	そば栽培	協定者 そば振興グループ
協定農地維持	通年	集落内 協定農用地	水稻栽培	協定者
集落内農業者	R7～	集落内農地	営農組織設立	協定者 農業者 そば振興グループ

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
	農地所有適格法人が支援する
	J Aが支援する
	集落営農組織が支援する
<input type="radio"/>	農業者が支援する
<input type="radio"/>	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
	その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。